

◆保険料の納付について

平成31年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。
年金からの天引きではなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書払となりますので納期限までの納入をお願いします。

◆被保険者証の更新

被保険者証が8月1日に更新されます。色は黄色です。7月末にお送りしますので届きましたら記載内容をご確認ください。

◆一部負担金の割合変更

毎年8月1日現在の世帯と前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合(1割または3割)の見直しを行います。その後も毎月1日現在で見直しを行います。ご自身の負担割合は、新しい被保険者証でご確認ください。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」について(1割負担の方)

市民税非課税世帯の方は、入院や高額な外来医療を受けるとき、医療機関や薬局へ被保険者証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額や入院時の食費等が軽減されます。

◆「限度額適用認定証」について(3割負担の方)

住民税課税所得145万円以上690万円未満の方は、被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額が軽減されます。

- ・現在いずれかの証をお持ちで8月以降も対象の方は、7月下旬に新しい証をお送りします。
- ・新たに申請される方は、被保険者証と認め印を持って手続きをお願いします。

■問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556

◆募集要項

市販のはがき又はハガキサイズの紙を使用し、200字以内にまとめてください。文字、イラスト等、表現方法は自由。表面に応募者の氏名、住所、連絡先の電話番号、年齢(未記入可)を記入してください。応募数の制限はありませんが、はがき1枚につき応募作品は1点として下さい。

※メール部門単独の表彰はありませんが、Eメールでの応募も可能です。(アドレス:nankoku@kochi-shokokai.jp)
※応募作品はホームページや新聞紙面で公表する場合があります。その際、応募者の氏名お住まいの市区町村名、年齢を併せて公表させていただきますので、公表を希望しない場合は「公表不可」と記入して下さい。

詳しくは、南国市商工会ホームページ
(<http://www.kochi-shokokai.jp/nankoku/>)
をご覧ください。

◇締切り：令和元年7月1日～12月31日 ※当日消印有効

◇結果発表：令和2年2月上旬表彰式予定。

◇応募先：
〒783-0011 高知県南国市後免町2-3-1
ハガキでごめんなさい実行委員会事務局(よってこ広場内)

◇問い合わせ：
〒783-0004 高知県南国市大桶甲1623-5 南国市商工会
☎864-3073

※問い合わせは土日・祝・年末年始を除く平日8時30分～17時15分まで

人には必ずと言ってよいほど「ごめんなさい」を言いそびれていることがあります。そんな「ごめんなさい」を1枚のハガキ・一通のメールに託して送って下さい。入賞者には賞金等を贈呈!



後期高齢者医療被保険者の皆様へ

◆後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

1 後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方へ

下の「◆条件」に当てはまる方について、保険料の均等割(※1)の特例が、「9割軽減」から「8割軽減」に変わります。

(※1)均等割：保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。ただし、特例により世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

- ◆条件 ①世帯主及び同じ世帯の加入者全員の前年中の総所得金額等の合計額(※2)が33万円以下、かつ
②同じ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない。

(※2)：収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、65歳以上の方の公的年金については、「公的年金収入-公的年金控除」から更に特別控除15万円を引いた金額。



保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

後期高齢者医療制度について：長寿支援課(TEL880-6556)

年金収入80万円以下の方への他制度からの支援について

- ①平成31年度の介護保険料の負担軽減が強化されます。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合は対象外となります。介護保険について：長寿支援課(TEL880-6556)
- ②今年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合などは支給の対象外となります。基準額は月5,000円ですが、金額は年金保険料を納めた期間等により異なります。年金生活者支援給付金について：ねんきんダイヤル(TEL0570-05-1165)

2 後期高齢者医療制度に加入する前日、ご家族の会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方へ

保険料の均等割(※1)の特例が、「5割軽減」から「後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで5割軽減」に変わります。ただし、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた均等割の軽減が受けられません。所得割は引き続き賦課されません。

(例)元被扶養者であった方で、平成31年3月以前に77歳に到達している方



3月以前に77歳に到達している方

世帯の所得が一定程度ある場合、平成31年度から軽減は適用されません。

76歳以下の方

77歳に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方

後期高齢者医療制度に加入して24か月に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。25か月目以降は、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

後期高齢者医療制度について：長寿支援課(TEL880-6556)